

尼崎市立大成中学校部活動の方針

1 活動について

- (1) 尼崎市立中学校部活動の方針に則り活動する。
- (2) 1日の活動時間については、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度(尼崎市立中学校部活動の方針)とするが、中体連主催大会、吹奏楽連盟主催のコンクールの参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- (3) 最終下校時刻は、午後6:30とする。
※ 部活動のみならず、学校生活における最終活動時刻として位置づける。
- (4) 早朝練習については、1日の活動時間(2時間程度)に含むものとする。また、早朝練習の開始時間は午前7:30以降とする。
- (5) 合宿や強化練習において終日練習を計画する場合、適切に休憩時間等を設けて指導者・生徒等の健康安全に十分留意する。また、週当たりの活動時間が16時間を超えることのないように留意する。
※ 『いきいき運動部活動(4訂版) P2「1 適切な休養日の設定」による』
- (6) 学校閉鎖期間(8月11日~17日)及び年末年始(12月29日~1月3日)は、原則、活動休止期間とする。
- (7) その他、各学校の校長と確認・相談のうえ、活動計画を作成し、職員及び生徒の健康安全、働き方改革の観点等に十分留意して活動する。

2 合宿について

校長に承認を得ると共に市教育委員会へ必要書類を提出し、許可を得る。

※合宿の申請は10日前、報告書は実施後10日以内、合宿日数は2泊3日以内

3 実施日について

平成31年4月1日からとする。

4 その他

- (1) 大会会場等への移動は、公共交通機関を利用することを原則とするが、自転車を利用する場合は、安全指導・マナー指導を徹底する。併せて、自転車賠償保険に加入すること及び雨天時のカッパ着用を原則とする。
- (2) 近隣住民等への配慮、移動時や登下校における安全対策等にもしっかりと取り組むこと。
- (3) 夏季には、熱中症の予防対策を十分に理解して活動に取り組むこと。
- (4) 練習器具、練習場の安全点検を徹底して事故防止に努めること。